

学校いじめ防止基本方針



令和7年4月
(11月改訂)
四日市市立中央小学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取組んできていることや今後大切にしていきたい取組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

併せて、「いじめが起こった場合のフロー図」や「中央小学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断していく必要がある。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、学校はいじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能であるが、法が定義するいじめには該当する。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。そして、児童自らがいじめを自分たちの問題として考えることができる、いじめを許さない環境づくりを進めていきます。

(1) 「授業づくり」においては、

① 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」

「わかる授業」を行い、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。

また、すべての児童が参加し活躍できる「聴き合い・学び合いのある授業づくり」を進めています。

(2) 「集団づくり」においては、

① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

中部中学校区学びの一体化の取組みの一環として、キャリア教育を推進し、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図るとともに、人権フォーラムを実施し、人権意識の向上に取り組んでいます。

また、「時間、清掃活動、あいさつ、廊下歩行」を重点として、学習規律・生活規律の確立を進めています。

② 良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にします。

また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くするとともに、人権教育や道徳教育、国際理解教育の充実を図り、お互いが認め合える集団づくりを進めることにより、児童の自己有用感を高めます。

さらに、福祉体験活動などの地域人材を活用した交流体験活動を中心として、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む交流を行うとともに、スマイル班活動などの異年齢交流や児童の主体的な活動を重要な取組みとして位置づけ、児童が中心となった、いじめのない学校づくりを推進します。

2 いじめ防止啓発

(1) 『「いじめ」に関する指導の手引』を有効活用しています。

① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。

② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。

(2) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよう～いじめ問題かけがえのない子どもたちのために～（保護者編）」を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。

(3) 4月、11月を「いじめ防止啓発月間」とし、児童をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むことへの理解を図る。

・いじめ防止啓発のぼり旗等による啓発

(4) 脱傍観者、SOSの出し方をテーマにした「いじめ予防授業」を実施し、いじめ予防といじめ防止啓発を行う。

(5) 各種相談機関を周知します。

① 「いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）」

「いじめ相談メール」

「発達障害、不登校等に関する相談電話（059-354-8285）」（教育委員会）

② 「青少年とその家庭の悩み相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育成室）

③ 「人権に関する相談電話（059-354-8610）」（人権センター）

④ 「被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）」（北勢少年サポートセンター）

⑤ 「児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）

⑥ 文部科学省24時間こどもSOS相談ダイヤル（0120-0-78310）（全国共通ダイヤル）

3 いじめの早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの認識を持って、早い段階から当該児童や保護者との確に関わりを持ち、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認していきます。

- (1) 日常的な取組み
 - ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、「心の天気」等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、日記、作文、SNS相談アプリなども活用しています。
 - ② いじめ等の問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
 - ③ 担任と養護教諭、専科担当、管理職との情報共有を密にするとともに、毎日の帰りの会の打ち合わせや職員会議等で定期的に全職員で情報を共有しています。
 - ④ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- (2) 毎学期に1回以上の「いじめ調査」と、面談等を行いいじめの状況を把握しています。
- (3) 「学級満足度調査(Q-U調査)」を4～6年生で年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。
- (4) 教育相談を実施しています。
 - ① 「いじめ調査」「学級満足度調査(Q-U調査)」を基にして、教職員が児童に対して面談による教育相談を実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
 - ② 「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- (5) スクールカウンセラーとともに、いじめを受けた児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、いじめを行った児童のケアも行います。
- (6) 緊急ないじめを受けた児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
- (7) 学校だけで解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー等を活用し、問題解決に向けて支援します。
- (8) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ① こども未来部、携帯電話会社と連携し、各校や保護者に対して、SNSの正しい使い方の啓発を行います。
 - ② 教育委員会が作成するメディア・リテラシーに関わるリーフレットを活用する。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。また、いじめに関する通報及び相談を受けた者は、通報または相談を行った物への個人情報適切に保護します。また、迅速に事案に対応するため、必要に応じて、関係機関等で情報共有を行います。
- (2) いじめを受けた児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) いじめを受けた児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) いじめを行った児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受

けます。

- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (8) いじめの解消要件として、いじめに係る行為が止んで、相当期間継続している(少なくとも3か月)また、いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないことを、面談で確認します。
- (9) 上記の対応について、教職員の共通理解を図り、保護者の協力のもと、関係機関・専門機関と連携し、「チーム学校」として組織的に対応します。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター(教育相談担当)、養護教諭、スクールカウンセラー、該当児童担任です。なお、必要に応じて、コミュニティスクール運営協議会代表に委員会への参加を依頼します。
 - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。
 - ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
 - ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
 - ⑤ いじめ防止に関する取組がより実効性の高いものとなるよう、学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。
- (2) 「生徒指導委員会」を行っています。
 - ① 構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等です。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) PTA及びコミュニティスクール運営協議会と協働しています。
- (2) 事案により、中学校区の保育園、こども園、幼稚園、小学校、中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させない指導をお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、日頃からいじめいじめについての悩みがあったり、周りでいじめを発見したりした場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との連携に努めるとともに、協働していじめを許さない環境づくりに取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。
- (4) こどもがスマートフォン等デジタル端末を使用する際は、保護者が責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行ってください。

2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめを許さない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめの可能性があると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなど、いじめを許さない立場に立って行動できるように努めてください。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市南警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 学校関係者と警察関係者による連絡会議を開催

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 人権センター
- (2) 市民生活課多文化共生推進室
- (3) 男女共同参画課
- (4) こども家庭センター

- (5) こども未来課青少年育成室
- (6) 北勢児童相談所
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
- (8) 四日市市 PTA 連絡協議会

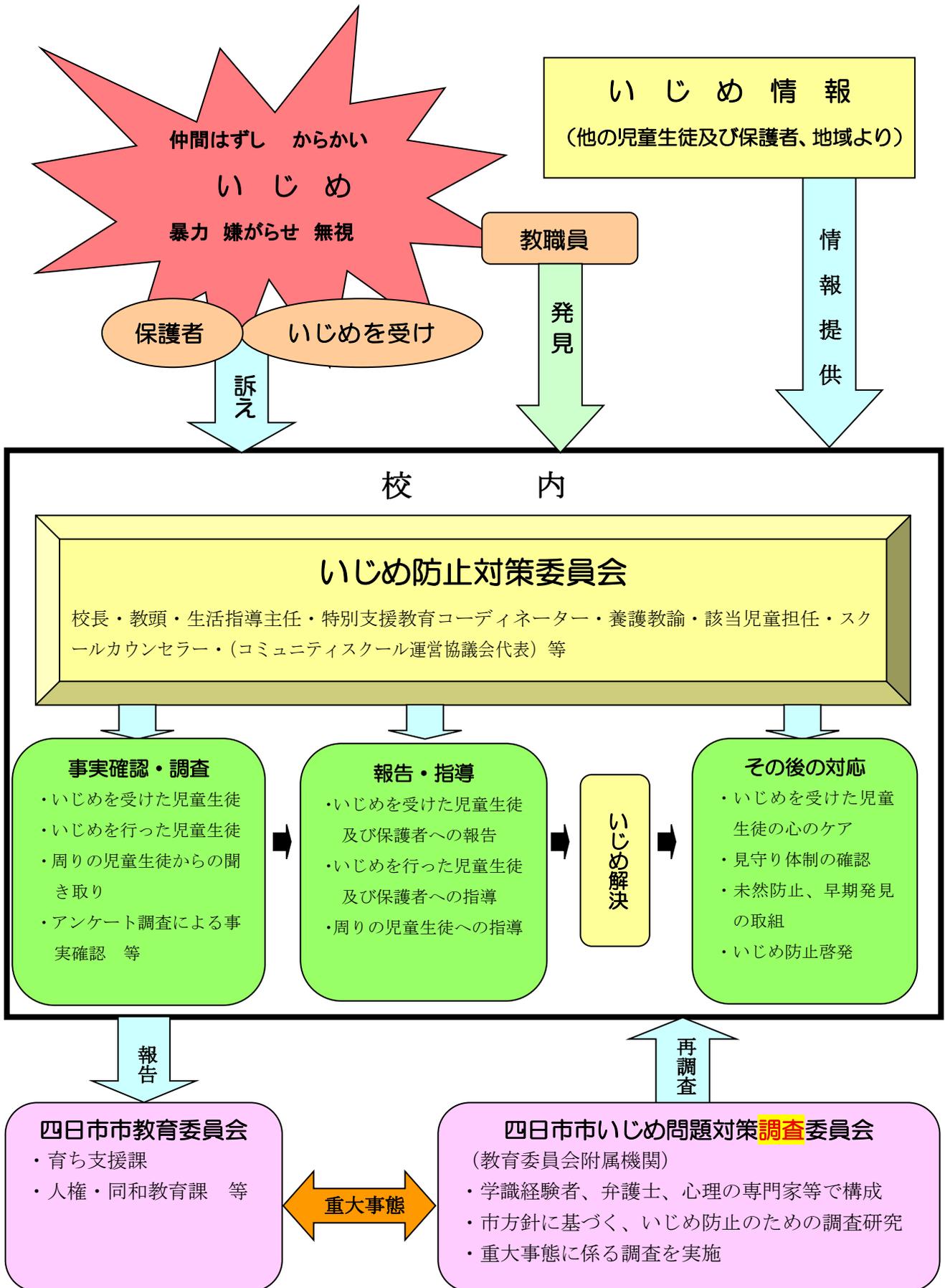
第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大ないじめを受けたが生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大ないじめを受けたを被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめが起こった場合のフロー図



学校いじめ防止対策年間計画

□:教師の活動 ○:児童生徒の活動 ◇:保護者の活動

学期	月	取組内容 (例)	指導のポイント				
1 学 期	4 月	□:学校間、学年間の情報交換及び指導記録の引継ぎ □気になる児童の共通理解 □:指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 【職員会議等】 【いじめ防止対策委員会・職員会議】	<ul style="list-style-type: none"> いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 全校体制で指導するためにも共通理解を図る。 学校がいじめ問題について、本気で取り組む姿勢を生徒や保護者に示す。 				
		□・○:学級開き(人間関係づくり・学級のルールづくり) 【始業式・学級活動】 ○スマイル班活動					
		□・○:校外学習活動(遠足)をとおした人間関係づくり 【学年行事・学級活動】					
		□・○:いじめ防止月間【児童・生徒会活動】					
	5 月	□・○:校外学習活動(自然教室・社会見学等)をとおした人間関係づくり 【学年行事・学級活動】		<ul style="list-style-type: none"> 班編成等、生徒の活動の場面に留意が必要である。 Q-U調査の実施時期に配慮する。(行事の前後は避ける) 			
		□・○:Q-U調査の実施と活用 【学級活動】					
	6 月	□・○:いじめ調査<学校>の実施と活用 □・○:教育相談の実施 【学級活動】		<ul style="list-style-type: none"> 6月は児童の人間関係に変化が表れやすい時期である。 1学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と児童が共有し、今後の活動に活かしていく。 			
		□・○:話し合い活動『学級の課題について』 【学級活動】					
	7 月	□・○:外国人児童に視点を置いた授業の実践 【学年行事・学級活動】					
		□・○:話し合い活動『1学期の振り返り』 【学年・学級活動】					
	8 月	□・○・◇:『教育活動に関するアンケート』の実施 【アンケート】			<ul style="list-style-type: none"> 児童や保護者の意見、評価をもとに、1学期の活動を点検し、2学期に向けたいじめ防止対策の改善を図る。 1学期を振り返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、2学期へつなげる。 		
		□:1学期の仲間づくりの研修・生活指導の振り返り【職員会議・校内研修会】					
9 月	□:いじめや教育相談等に係る研修会への参加 【夏季研修会等】	<ul style="list-style-type: none"> 各研修会で、いじめや教育相談等についての研修を深め、今後の指導に活かしていく。 					
	□:Q-U調査の分析と共通理解 □:2学期の指導について共通理解【校内研修会】						
10 月	□:夏休み明け児童の様子把握 □・○:いじめ調査<シャボテン>の実施と活用 【学級活動】		<ul style="list-style-type: none"> 夏休み明け、児童の様子の変化に注意する。(保護者へ連絡) 行事に向けて、活動中の児童の様子に十分気を配る。 				
	□・○:Q-U調査の実施と活用 【学級活動】 □・○:教育相談の実施						
11 月	□・○:運動会をとおした人間関係づくり 【学年・学級活動】					<ul style="list-style-type: none"> 児童が主体となって活動できるよう、活動意欲と自覚を促す支援をする。 Q-U調査の実施時期に配慮する。(行事の前後は避ける) 	
	□・○:いじめ防止月間 【児童・生徒会活動】						
12 月	□・○:校外学習活動(修学旅行・社会見学等)をとおした人間関係づくり 【学年行事・学級活動】			<ul style="list-style-type: none"> 人権感覚を磨き、児童が主体となって、いじめ防止に向けた取組みを進める。 班編成等、生徒の活動の場面に留意が必要である。 2学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と児童が共有し、今後の活動に活かしていく。 			
	□・○:話し合い活動『学級の課題について』 【学級活動】						
1 月	□・○・◇:『教育活動に関するアンケート』の実施 【アンケート】						<ul style="list-style-type: none"> 児童や保護者の意見、評価をもとに、2学期の活動を点検し、3学期に向けたいじめ防止対策の改善を図る。 2学期を振り返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、3学期へつなげる。
	□・○:話し合い活動『2学期の振り返り』 【学年・学級活動】						
2 月	□:2学期の生活指導の振り返り 【職員会議】				<ul style="list-style-type: none"> 児童や保護者の意見、評価をもとに、冬休み明け、児童の様子の変化に注意する。(保護者へ連絡) 様子の変化については、教師間で共通理解を図る。 		
	□:冬休み明け生活の様子把握 □・○:いじめ調査<学校>の実施と活用 【学級活動】 □・○:教育相談の実施						
3 月	□・○:話し合い活動『学級のまとめに向けて』 【学級活動】	<ul style="list-style-type: none"> 新年度の学級編成に向け、人間関係に不安を感じ訴えてくる児童の声を拾う。 					
	□・○:話し合い活動『一年間の振り返り』 【学級活動】						
3 月	□:指導記録の整理、進級する学年への引継ぎ資料の作成 □:指導方針及び指導計画の点検と申し送り 【いじめ防止対策委員会・職員会議】		<ul style="list-style-type: none"> いじめに関する情報を確実に引継ぐための資料を準備する。 児童や保護者の評価、学校関係者評価、職員による自己評価をもとに、次年度に向け、指導の改善を進める。 				
	□:中学校区連絡会の実施						